

## ○甲府市環境基本条例

平成13年3月23日

条例第5号

### 目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針（第7条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条～第21条）

第4章 地球環境保全の推進（第22条）

第5章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制（第23条・第24条）

第6章 環境審議会（第25条）

### 附則

第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が

悪化することを含む。) 、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行わなければならない。

- (1) すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくべきこと。
- (2) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むべきこと。
- (3) 多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との健全な共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを共通の認識として、あらゆる事業活動及び日常生活において、これを積極的に推進すべきこと。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針

### (施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進を図ること。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、甲府市環境審議会の意

見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施しようとするときは、環境基本計画の定めるところに従い、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための適切な措置をとるよう誘導するため、必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用

の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が、環境の保全及び創造についての理解を深め、民間団体等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2 市は、特に児童及び生徒の環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、個人及び法人の権利及びその利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び推進するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映するため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体又は民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

#### 第5章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制

##### (推進体制の整備)

第23条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力し、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

##### (国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

#### 第6章 環境審議会

##### (環境審議会)

第25条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、甲府市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 公害の防止又は除去に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、市民及び環境に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

9 第4項から前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
(甲府市公害対策審議会条例及び甲府市環境保全基本条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 甲府市公害対策審議会条例 (昭和45年10月条例第34号)
  - (2) 甲府市環境保全基本条例 (昭和50年12月条例第41号)  
(甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例の一部改正)
- 3 甲府市公害防止施設等設備資金貸付条例 (昭和46年3月条例第15号) の一部を次のように改正する。

次のよう 略

(甲府市公害防止条例の一部改正)
- 4 甲府市公害防止条例 (昭和46年7月条例第25号) の一部を次のように改正する。

次のよう 略

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年10月条例第22号) の一部を次のように改正する。

次のよう 略